

令和 7 年 2 月 1 7 日

各所属所長 殿

公立学校共済組合東京支部長

坂 本 雅 彦

(公印省略)

令和 6 年度末における組合員資格喪失等の手続について (通知)

令和 6 年度末の退職及び異動等により公立学校共済組合東京支部の資格を喪失する組合員及び臨時的任用教職員、会計年度任用職員、再任用職員等で令和 7 年 3 月中に任用終了となる組合員について、下記により資格喪失の手続をしていただきますようお願いいたします。

なお、令和 7 年 4 月 1 日付新規資格取得者の資格取得手続に関する通知は 3 月下旬頃に送付予定です(下記 8 に御留意ください)。

記

1 連記式の組合員資格喪失届書へ記載(プレ印字)される組合員

(1) 令和 7 年 3 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までに退職予定の組合員

(2) 令和 7 年 3 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までに任用期間終了予定の組合員

(3) 令和 7 年 3 月 3 1 日付けで暫定再任用(フルタイム、短時間)勤務を 5 年目で満了する組合員

※ 定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用(フルタイム・短時間)勤務職員の令和 7 年度任用選考に合格し、令和 7 年 4 月 1 日付けで任用又は再度任用される者は除外しています(記載されません)。

※ 今回送付する連記式の組合員資格喪失届書に記載される組合員は、教育庁人事システムの 2 月例月(時間講師は 1 月特例)データ反映後及び各任命権者からの情報提供を基に令和 7 年 2 月中旬までに把握できた退職予定者及び任用期間終了者です。この時点で把握できなかった方は記載されていません。

また、人事異動等により、他の公務員共済組合(東京都職員共済組合や市町村職員共済組合等)に転出する方も記載されていません。

2 送付する書類

(1) 「令和 6 年度末公立学校共済組合資格喪失届書」(所属所単位)

(2) 資格喪失届出書類返信専用封筒

送付日は令和 7 年 3 月上旬頃を予定していますが、都立学校は学校経営支援センター、区市立学校は区市教育委員会を経由して送付しますので所属所に到着するまでに数日かかります。

3 提出する書類

(1) 「令和 6 年度末公立学校共済組合資格喪失届書」(所属所単位)

(2) 回収した組合員証・被扶養者証、資格確認書※及びその他の証(限度額適用認定証、高齢受給者証等)

※ 資格確認書については、資格喪失時点で有効期限が到来していないもののみ返却が必要です。有効期限が過ぎた資格確認書は、組合員御自身で処分していただくよう、御案内ください。

(3) 年金関係書類(対象者は一般組合員のみ。別紙 3 「資格喪失届書」提出時の年金手続を参照。)

※ 上記(2)及び(3)については、資格喪失該当者のいない所属所は提出する必要はありません。

4 提出期限

令和 7 年 4 月 1 1 日(金) 都庁交換便及び郵送による受付とします。

5 提出先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

教育庁福祉厚生部給付貸付課資格担当 電話 03-5320-6826

6 手続方法

(1) 手続手順

- ① 退職する組合員氏名が連記式の組合員資格喪失届書に印字されているか確認し、所定事項を記入してください。記入方法は、別紙1「令和6年度末公立学校共済組合退職者資格喪失届書」(記入例)を参考にしてください。
- ② 印字されていない退職者や異動者がいる場合には、空欄か欄外に該当者の氏名等所定事項を追記してください。欄が不足する場合は、別紙2「令和6年度末公立学校共済組合退職者資格喪失届書」(様式)を御利用ください。なお、追記した場合を含め、連記式の資格喪失届書に組合員本人がサイン(✓)する場合には、個別に資格喪失届書等を添付する必要はありません。
- ③ 連記式の組合員資格喪失届書を対象組合員各々に順次提示し、印字又は記入した所定事項に誤りがないか確認の上、サイン(✓)による確認をもらってください。
※ 休職中等の事情により連記式の組合員資格喪失届書に確認をもらえない場合は、「一般・短期 組合員資格喪失届書〔用紙No.本人1〕」を提出させることでこれに代えることができます。
- ④ 連記式の組合員資格喪失届書、回収した組合員証等及び年金関係書類を「資格喪失届出書類返信専用封筒」に封入し、資格担当宛に提出してください。

(2) 資格が継続する場合

退職後に任用予定がある方も記載されますが、以下の場合は資格喪失手続は不要(※)です。連記式の組合員資格喪失届書に記載された氏名等の欄に二重線を引いていただき、備考欄へ事由等を記入してください。

- ・ 退職後、任用の空白期間がなく、継続して任用される場合。
- ・ 退職後、任用の空白期間があるが、事実上の任用関係が中断することなく存続し、組合員資格が継続扱いとなる場合。

例：退職後、再任用職員となる場合、臨時的任用教職員が1日も空かずに正規職員となる場合、臨時的任用教職員及び会計年度任用職員等で引き続き任用される場合

※ 年金関係手続については手続が必要な場合があります。詳細は、別紙4「退職手続早見表」及び福祉厚生事務の手引(令和6年1月発行)P31を参照してください。

(3) 組合員証等の回収について

- ① 組合員証等の発行終了に伴い、マイナ保険証利用のため、組合員証・被扶養者証を返却済の方、資格確認書を所持していない方もおられます。以下の内容を周知していただき、組合員御本人の自己申告により所有の有無等を確認し、証等の回収をお願いします。
 - 組合員証・被扶養者証
資格喪失時点で所持している場合は全て回収が必要です。
 - 資格確認書
資格喪失時点で有効期限が到来していない資格確認書を所持している場合のみ回収が必要です。
- ※ なお、有効期限を経過した資格確認書は回収不要ですが、個人情報を含むものであるため、御本人において確実に処分する等の周知をお願いいたします(回収されても差し支えございません。)
- ※ 万一紛失等の理由で回収できない場合は、当該組合員の自筆により、「資格喪失時紛失届〔用紙No.紛失届2〕」(令和6年12月2日改定様式、公立学校共済組合東京支部のホームページ掲載)を提出してください。
- ② 他道府県の公立学校へ再就職し、引き続き公立学校共済組合の他支部の組合員になる方については、これまでは資格喪失時に組合員証等を回収せず、再就職先の新所属所で返却していただいていたところですが、今回より、通常の資格喪失者と同様に組合員証等を現所属所で回収していただくことになりましたので、よろしくお願いします。

(4) 注意事項

- ① 資格喪失者がいない場合も上記3(1)の提出が必要です。連記式の組合員資格喪失届書の余白等に「該当なし」と記入して提出してください。
- ② 返信専用封筒には、本通知で御案内している書類以外の書類（特に任意継続組合員申出書等）を絶対に同封しないでください。

7 資格喪失証明書の発行について

本通知の対象組合員及びその被扶養者に限り、所属所において別紙5「組合員・被扶養者資格喪失証明書」(様式)をコピーし必要事項を記入の上、「組合員・被扶養者資格喪失証明書」を発行し、組合員へお渡しください。

退職の場合「資格喪失年月日」は「退職・異動年月日」の翌日、異動の場合は「資格喪失年月日」と「退職・異動年月日」が同日となりますので、御注意ください。

この資格喪失証明書の発行日は、対象組合員の資格喪失年月日以降の日付としてください。

8 その他

令和7年4月1日付け新規資格取得者等の「資格確認書」(最長3か月有効のもの)は、教育庁人事システム等及び区市教育委員会等の任命権者から採用・転入者情報の提供を受けて発行し、4月下旬頃に発送する予定です。手続に関する詳細につきましては、3月下旬頃に別途通知しますが、「資格確認書」が届くまでの間、緊急に医療機関を受診するときなど真にやむを得ない場合に限り、所属所において「資格証明書〔用紙No資格証明〕」を発行してください。

なお、資格証明書の発行は組合員に限り、認定申告予定であるが未だ被扶養者として認定されていない者については、資格証明書を発行することはできませんので御注意ください。

9 Q&Aについて

年度末の資格喪失手続に関する別紙7「資格喪失手続」Q&Aを作成しましたので参考にしてください。

10 添付資料

- (1) 別紙1 「令和6年度末公立学校共済組合退職者資格喪失届書」(記入例)
- (2) 別紙2 「令和6年度末公立学校共済組合退職者資格喪失届書」(様式)
- (3) 別紙3 「資格喪失届書」提出時の年金手続(令和7年3月31日付退職者)
- (4) 別紙4 手続早見表
- (5) 別紙5 「組合員・被扶養者資格喪失証明書」(様式)
- (6) 別紙6 「組合員・被扶養者資格喪失証明書」(記入例)
- (7) 別紙7 「資格喪失手続」Q&A

問合せ先：公立学校共済組合東京支部(東京都教育庁福利厚生部内) 給付貸付課 資格担当 電話：03(5320)6826
--